

税金がみんなの暮らしを支えます！

第1回 曾於市公売会

日時：3月13日(日)
場所：末吉総合センター

開場：受付 10時
入札：11時～11時15分
公売物件数：38件



ノートパソコン
ホコリ取り器付
最低価格
5,000円



焼酎3本
最低価格
2,000円



信楽焼の花瓶
花台
最低価格
3,000円



ダイニングテーブル
椅子6脚
最低価格
8,000円



スコッチウイスキー
6本セット
最低価格
8,000円



ファンヒーター
最低価格
2,000円

※下見会を3月7日(月) 曾於市役所未吉支所1階会議室(10:00～16:00)にて行います。

1. 公売の方法 入札

2. 公売参加に必要なもの

- ①印鑑(認印でも可。シャチハタは使用できません。法人の場合は、代表者印)
- ②本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など)
- ③購入代金
- ④委任状(代理人が入札に参加する場合)

3. その他

- ①公売物件の引き渡しは、代金納付と引き換えに行います。
- ②公売前に滞納税が完納となった物件については、公売中止となります。
- ③公売物件は中古品が多く、キズ等がある物品もあります。このような理由から最低価格は低くなっております。ご理解の上、入札にご参加下さい。

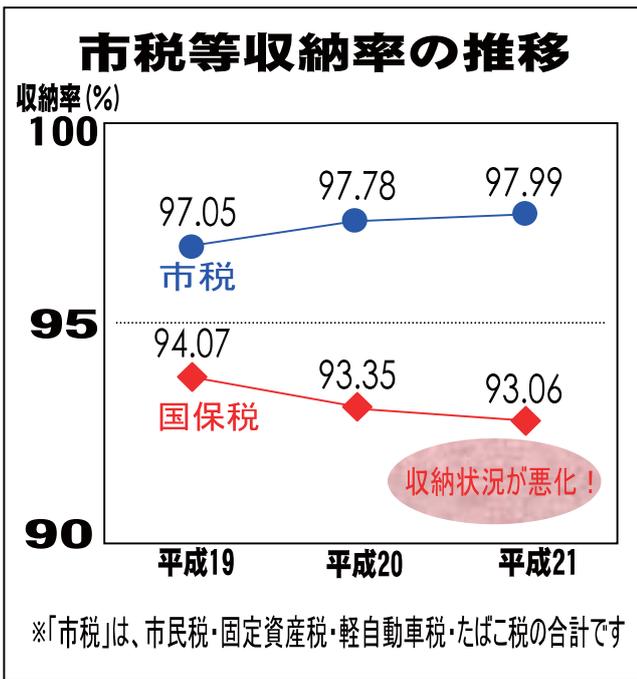
許しません！

税金滞納

◆納税は国民の義務です

税金は、市に住む皆さんが豊かで健康な暮らしができるよう、福祉・教育・道路・消防など様々な事業を進めていくための大切な財源です。

市は、税収確保のため、滞納者に対し、文書や電話による催告などの取り組みを行っています。しかし、残念なことに税金を納めていない人がいることも事実です。



滞納処分により、執行される差押えは・・・



不動産の差押え・公売
自宅の捜索・動産公売



自動車の差押え・公売



預貯金・給与の差押え
生命保険・補助金等の差押え

◆税金を納めない・・・

税金を完納している多くの人の公平性を保つためにも、滞納者に対してはこれまで以上に厳正な対処をしていかなければなりません。納期限を過ぎても税金を納めないと「滞納」となりますので、やむを得ず滞納処分（財産の差押え・公売など）を行うこととなります。

◆ご相談下さい

税務課では、随時納税相談を行っています。特別な事情で納期限までに納付することが困難な場合には、必ず相談して下さい。

◆納付には便利な口座振替を

仕事などで納付する時間がとれない場合は「口座振替」が便利です。うっかり納付を忘れて延滞金(年十四・六%)が加算される心配もありません。

○口座振替取扱金融機関

- ・ 鹿児島銀行
- ・ 南日本銀行
- ・ J A ぞお鹿児島
- ・ (株)ゆうちょ銀行
- ・ 鹿児島相互信用金庫
- ・ 鹿児島興業信用組合

◆口座振替の手続き

各金融機関・曾於市役所の各支所に備えてある「口座振替依頼書」に記入・押印の上、希望する金融機関へ提出して下さい。

◆お問い合わせ先

税務課 納税管理係・滞納整理係
☎ 0986-76-8804



県畑かんセンター所長（知事代理）から申請人代表への認可書の交付

平成23年1月7日曾於北部土地改良区が設立されました。



お問い合わせ先

曾於市役所財部支所
産業振興課畑地かんがい係
☎ 0986-72-0940

曾於北部地区の畑かん事業で造成される土地改良施設を効率的に維持管理し、曾於北部地区の畑2052haへ安定した農業用水を供給することを目的として「曾於北部土地改良区」が平成23年1月7日に鹿児島県知事の認可を受け設立されました。

これは、曾於北部土地改良区設立申請人会（代表大迫義久氏・委員20名）が、曾於北部地区内の受益者3209人（総数：3759人、同意率85・37%）の設立同意署名をいただき、平成22年6月8日鹿児島県知事への申請に対して認可されたものです。

設立に伴い、3月末に（設立）総代会を開催し、4月から本格的に運用される予定です。今後とも畑地かんがい事業の推進に、ご理解とご協力をお願いいたします。



曾於北部土地改良区設立許可書

貸与区分・貸与額

区 分	奨学金の額
高等学校	月額 10,000 円
高等専門学校 専修学校（専門課程） 大学（大学院含む）	月額 25,000 円

平成23年度奨学生の募集

曾於市奨学金制度をご利用ください。



お問い合わせ先

教育委員会
総務課 ☎ 099-482-5956
末吉分室 ☎ 0986-76-8814
財部分室 ☎ 0986-72-0945

奨学金制度

曾於市に在住または出身の子弟子女で、高等学校以上の各所に在籍し、学術優秀であるのに経済的理由によって就学困難な場合は、奨学金（左上表参照）をご利用ください。

貸与期間

申請年度から在学期間まで

償還（返済）時期

卒業の日から起算して7か月目から返還することになります。（無利子）

申請書交付

申請書は、3月17日（木）から教育委員会総務課（大隅支所3階）、末吉分室（末吉総合センター）、財部分室（財部中央公民館）で交付します。

申請書受付

3月18日（金）～4月28日（木）
教育委員会総務課及び末吉・財部分室で受け付けます。

日	月	火	水	木	金	土
		3/1	2	3 ひろば	4 親子	5
6	7 ひろば	8 ひろば	9	10	11 講座	12
13	14 ひろば	15	16	17 ひろば	18 親子	19
20	21	22 ひろば	23	24 ひろば	25 親子	26
27	28 ひろば	29	30	31		

※子育て支援センターは、園庭開放・育児相談を実施しています。

園庭開放：午前10時～午後3時（月曜日～金曜日）

育児相談：午前9時～午後4時（月曜日～金曜日）

親子ふれあい遊び

- 会場：子育て支援センター
午前10時～11時30分

子育てひろば

- 会場：末吉総合センター
- 会場：財部保健福祉センター
午前10時～11時30分

育児講座 午前10時～11時30分

- 会場：大隅弥五郎伝説の里（11日）

子育てふれあいひろば

3月17日の子育てひろばは末吉総合体育館で行います。

お問い合わせ先

曾於市地域子育て支援センター
大隅 ☎099-482-6125（直通）
子育て携帯サイトすまいるキッズ
<http://www.smile-kids.jp/sooshi>



育児講座

3月11日（金）は大隅弥五郎伝説の里（健康ふれあい館）で、パクパッキングを開催します。講師は曾於市役所栄養士の春山泰子さんです。赤ちゃんから就学前のお子様まで、親子一緒にどうぞでも参加できます。クッキングは10時から始まります。各自準備していただくもの…エプロン、三角巾

国民年金のはなし

・異動のときは届出を忘れずに。

お問い合わせ先

市民課・各支所地域振興課
末吉 ☎0986-76-8805
大隅 ☎099-482-5923
財部 ☎0986-72-0934



異動の際は、届出を忘れずに！

春は、就職・転職・進学など異動の多い季節です。忘れずに届出をしてください。

※市役所の国民年金係への届出

- ①20歳になったとき（すでに厚生年金保険・共済組合に加入されている方は除く）
- ②転居・転入・転出をしたとき（国民年金被保険者の方）
- ③退職したとき
- ④離婚や収入増で配偶者の扶養から外れたとき

※年金事務所への届出（手続先は勤務先）

- ・厚生年金保険や共済組合に加入する配偶者に扶養されるようになったとき
- ・就職したとき

国民年金保険料の納付は口座振替がお得です！

国民年金保険料の納付には、口座振替が利用できます。口座振替を利用すると、保険料が自動的に引き落とされるので、金融機関に行く手間が省けるうえ、納め忘れもなくなるとも便利です。

また口座振替には、当月分保険料を当月末に引き落とされることにより50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6ヵ月前納・1年前納もあり大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印をご持参の上、市役所または年金事務所へお申し出下さい。

学生納付特例制度（学生免除）の手続きはお済みですか？

学生納付特例制度とは、前年所得が一定以下である20歳以上の学生の方が申請することにより保険料の納付が猶予される制度です。平成22年度の手続きがお済みでない方は、お急ぎ下さい。手続きの際は、在学証明書または学生証のコピー、印鑑をお持ち下さい。

花見（桜）ツアーを開催します！

お問い合わせ先

曾於市観光特産開発センター
曾於市末吉町深川 11050-1
(道の駅すえよし隣)

☎ 0986-28-0111

FAX 0986-79-1147

E-mail : info@sookai.net



曾於市には桜の綺麗なところが沢山あることから、曾於市の木は「さくら」として制定されていますが、まだ十分に知られていないのが実状です。このため、曾於市内の桜の名所を隈無く歩き、曾於市の桜を思う存分堪能して頂くとともに、曾於市の桜に馴染みを持って頂きたいと思えます。

それでは曾於市の桜探しに出かけましょう。なお、どこに行くかは当日まで分かりません。ワクワクするミステリー桜ツアーへの参加を待っています。

詳細・申込み方法等は次のとおりです。

開催日・時間

4月3日(日) 9時30分～16時

集合場所・時間

曾於市役所正面玄関前に9時50分まで

観光地

曾於市内の多数の名所(お楽しみ)

料金(当日受付時徴収)

1000円(弁当代、お茶代、保険料、菓子代)

人数

先着25人

申込み内容(様式自由)

代表者の氏名・住所・電話番号、総人数

申込み方法

電話、FAX、Eメール、郵送、直接開発センターへ

申込期限

平成23年3月26日提出先

曾於市観光特産開発センター

(上記お問い合わせ先)

その他

歩きやすい靴・服装でお願いします

健診から健康づくりをはじめましょう！

2月1日に配布いたしました「平成23年度がん検診申込み・特定健診受診調査」は**提出されましたか？**

まだ、提出されていない方は、早めに提出をお願いいたします。また、この調査は皆様の健康調査を兼ねていますので、何らかの理由で健診を受診されない方も提出をお願いいたします。

生活習慣病は、**沈黙の病気**。予防のためには、特定健診などで生活習慣病の芽を見つけ、生活改善で早めに摘み取ること。健診はあなたの健康づくりの基盤となる**情報収集の機会**です。年に1回必ず受診しましょう。



問い合わせ先

保健福祉課健康増進・保健指導係

☎ (直通) 0986-76-8806

緊急保証制度申し込み期限が近づいています



市役所経済課商工観光係
☎ 0986-76-8823

昨今の景気低迷に伴って、売上が減少している中小企業者の方（法人、個人）が融資を受けやすくするために制度資金が設けられていますが、下記の制度資金につきましては今年3月31日で期限が切れます。

融資を考えていらっしゃる事業者の方は、この期限までに書類を鹿児島県保証協会へ提出する必要がありますのでお急ぎ下さい。

なお、この制度を利用するには、特定中小企業者としての認定を受けることが必要です。詳しくは市役所経済課商工観光係へお問い合わせください。☎ 0986-76-8823

【景気対応緊急保証制度の概要】

- 対象企業：特定中小企業者の認定を受けた事業者
- 保証限度額：無担保8,000万円、担保付2億円
(なお、借り手の状況によっては、8,000万円を超える無担保保証にも対応)
- 保証期間：10年以内（据置期間は2年以内）
- 保証料率：0.8%
- 認定条件
 - 1 市内に所在地がある、原則全ての業種の方（※対象とならない業種もあります。）
 - 2 下のイ～ホのいずれかの条件を充たす事業者
 - イ 最近3か月間の平均売上高等が前年の同期と比べ3%以上減っている中小企業者
 - ロ 原油等の仕入れ価格の上昇を製品等価格に転嫁できていない中小企業者
 - ハ 最近3か月間の平均売上総利益率または平均営業利益率が前年の同期と比べ3%以上減っている中小企業者
 - ニ 新型インフルエンザの発生により事業に影響を受けた中小企業者
 - ホ 最近3か月間の平均売上高等が2年前同期と比べ3%以上減っている中小企業者

【口蹄疫経営再建支援資金の概要】

- 対象企業：口蹄疫に起因する理由で売上が減少し、特定中小企業者の認定を受けた事業者
 - 融資限度額：5,000万円（保証人・担保は保証機関の定めるところによる）
 - 融資機関：7年以内（据置期間は2年以内）
 - 保証料率：0.45～1.55%（リスク考慮型信用保証料率による）
 - 認定条件
 - 1 市内に所在地がある、原則全ての業種の方（※対象とならない業種もあります。）で、口蹄疫に起因した理由で売上等が減少した事業者。
 - 2 上記のイ・ハ・ホのいずれかの条件を充たす事業者
- ※平成23年4月1日以降は、セーフティーネット保証制度が利用できますが、対象となる業種が大幅に減りますのでご注意ください。



知って得する 農業者年金



Q. 安心できる老後生活への備えには何が大切ですか？

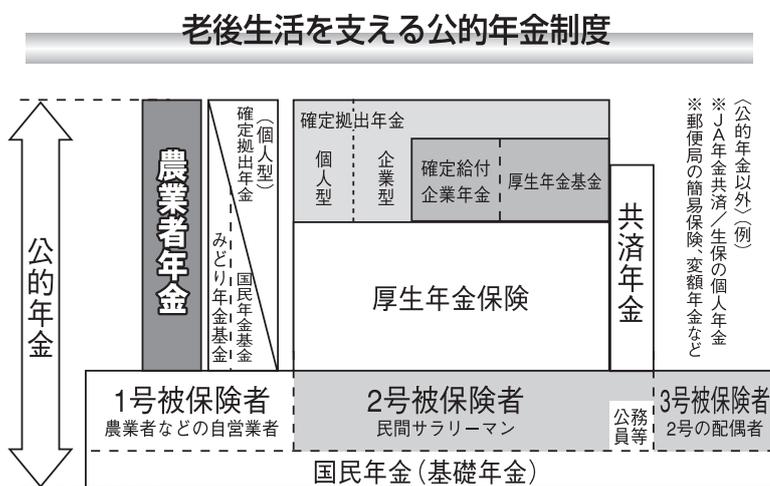
A. 生活の糧として必要な収入を終身年金で確保することが最適です！

現在 65 歳の日本人の平均余命は、男性が 18.6 歳(83.6 歳)、女性が 23.6 年(88.6 歳)です **(女性は男性よりも 5 年も長い！)**。この長い老後生活に備えるためには、**生きている間、必ず決まった時期に決まった金額が受け取れる終身年金への加入が最適な方法**です。

高齢農家の家計費は夫婦お二人で月額約 23 万円に及ぶというデータがあり、この場合、農業者の方が国民年金を満額受給(夫婦お二人で 13 万 2 千円)できたとしても、**月額 10 万円が不足**することになります(厚生年金の場合、モデルケースのご夫婦で 23 万 3 千円受給できます。)

農業者の方にはこのような不足額を補うために農業者年金制度が用意されていますので、**国民年金の上乗せ年金として終身受給できる農業者年金**に是非ご加入下さい。

農業者年金への加入がご主人だけでは、先にご主人が亡くなった時、妻であるあなたの**老後の支えは国民年金(満額で月 6 万 6 千円)**だけになってしまいます。



農業者年金には、①国民年金の第 1 号被保険者で、②年間 60 日以上農業に従事する、③ 60 歳未満の方ならどなたでも加入できます。

●農業者年金に関するご相談については、最寄りの J A が農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人

農業者年金基金

〒 105-8010 東京都港区西新橋 1-6-21 NBF 虎ノ門ビル 5 F

電話 : 03 (3502) 3942 FAX : 03 (3592) 2660

<http://www.nounen.go.jp/>

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう！